

# 全国市長会要望事項 特別区長会案まとまる

## 全国市長会要望の 取りまとめ

国の施策及び予算に関する特別区長会の要望は、特別区特有の課題を除き、全国市長会を通じて要望することとし、毎年要望事項を取りまとめていきます。

令和9年度に向けた要望については、副区長会から下命を受けた企画・財政担当部長会が、各区から提出された要望事項の中から選定し、2月12日の区長会総会です承されました。（要望事項の概要は、表のとおり。ゴシックは新規事項）

## 今後の予定

今回取りまとめた特別区長会案は、今後、東京都市長会の要望事項と調整し、東京都市区長会案として東京都市区長会総会に諮られる予定です。

その後、全国市長会関東支部総会を経て、6月の全国市長会議で全国市長会要望事項として決定され、要望活動が行われることとなります。

（特別区長会事務局）

### 令和9年度 全国市長会要望 特別区長会案の主な概要

1 災害対策の充実強化について	
(1) 災害対策の充実強化について	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な災害への対策強化（広域避難、災害廃棄物処理、擁壁対策、避難所確保等）に対し、財源も含めた支援を行うこと。</li> </ul>
2 都市行財政の充実強化について	
(1) 地方交付税について	<ul style="list-style-type: none"> <li>大都市圏特有の行政需要等について、都市自治体の実態を適正に基準財政需要額に反映させるとともに、地方交付税総額の確保、及び財源調整・財源保障の強化を図ること。</li> </ul>
(2) 行政のデジタル化の推進について	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報システムの標準化に係る経費について、自治体の負担が生じることがないように、標準化が完了するまで、地方交付税によらず、全額国庫負担とすること。</li> <li>地方自治体の内部事務をデジタル化により効率化できる人材確保に向け、人材バンクの創設や財政支援を行うこと。【新規】</li> <li>マイナンバーに付随する自治体側の事務や住民側の手続き等が増加傾向にあることを踏まえ、それらの軽減化を図ること。【新規】</li> </ul>
3 地方分権改革の推進と都市税財源の充実強化について	
(1) 不合理な税制改正の是正や新たな制度改正に係る必要な財源措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体間に不要な対立を生む不合理な措置を是正するとともに、市町村税である固定資産税を狙い撃ちにした新たな措置を行わないこと。また、地方財政に影響を与える税制改正や制度改正を行う際には、国の責任において、確実な財源措置を講じ、地方交付税不交付団体を含む全ての自治体に事務負担を含めた影響を与えないこと。</li> </ul>
(2) ふるさと納税制度について	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふるさと納税制度について、様々な問題に対処するよう制度の廃止を含めた抜本的な見直しを行うこと。特に、寄附金額に対する控除額等についての見直しや、地方交付税によらない財政措置を講じること。また、ワンストップ特例制度については、所得税相当分を国が全額補填すること。</li> </ul>
4 教育行政の充実強化について	
(1) 公立学校施設の整備について	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校改築など大規模工事を事業者が安定して受注できるよう、事業者への支援を充実を図ること。また、新增築・改築等大規模改修を含めた改修事業等のため、「公立学校施設整備費負担金」・「学校施設環境改善交付金」の予算を十分確保し、補助率の引上げや地域の実情に即した単価の見直し等、財政支援の拡充を図ること。</li> </ul>
(2) 教育行政の充実について	<ul style="list-style-type: none"> <li>GIGAスクール構想の実現に向け、地域の実情に即して、後年度負担等も含め補助対象を拡充すること。補助に際して地方交付税交付団体・不交付団体によらず等しく財政支援が受けられるよう、制度の見直しや拡充を図ること。</li> <li>学校給食費については、市区町村の運営に影響を及ぼさないよう、地方交付税の交付・不交付にかかわらず、自治体への負担が生じないように、必要な財源措置等を行うこと。なお、公立中学校についても、同様の措置を講じること。【新規】</li> </ul>
5 福祉行政の充実強化について	
(1) 介護保険制度の充実について	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域特性に応じた質の高い安定したサービスを提供するため、介護人材の確保及び定着に向けた取組を強化するとともに、介護報酬をサービスの実態に即した適切な金額に設定すること。</li> </ul>

(2)	障害者福祉施策の充実について	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定的な障害者施策を目指し、市区町村が地域の特性や利用者に必要なサービスを提供できるよう、必要な財源を確保し、市区町村の超過負担が生じないよう、事業執行額に見合った負担や補助等を行うこと。</li> </ul>
(3)	生活保護、生活困窮者対策の充実について	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の生活保護費の負担割合を改め、自治体負担となっているケースワーカーなどの人件費や事務費等の必要な経費は、全額国庫負担とすること。</li> </ul>
<b>6 国民健康保険制度の充実について</b>		
(1)	国民健康保険制度の充実について	<ul style="list-style-type: none"> <li>定率国庫負担割合の増加や調整交付金の財政調整分を別枠とするなど、国庫負担を充実させ、国保財政基盤の強化拡充と被保険者の保険料負担軽減を図ること。</li> </ul>
<b>7 環境施策の充実強化について</b>		
(1)	廃棄物処理対策の強化について	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、市区町村の負担とされている廃プラスチック類の再資源化に係る経費を事業者が適切に負担するとともに、消費者、事業者及び市区町村が連携してリサイクルを推進できるよう、それぞれの役割分担を明確化すること。</li> </ul>
(2)	地球温暖化対策の推進について	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体が行う、太陽光発電システムなどの省エネルギー機器導入に対する助成制度へ財政支援を行うこと。また、「ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業」での補助金申請に関する要件を緩和すること。</li> </ul>
<b>8 都市基盤の整備促進について</b>		
(1)	都市鉄道の整備促進について	<ul style="list-style-type: none"> <li>連続立体交差事業の早期実現に向けて、関連道路や交通広場等の整備も含め、安定的な財政措置を講じること。また、事業の新規採択における事業評価を便益のみではなく、事業の影響や実施環境を踏まえた総合評価とすること。</li> <li>『「東京圏の都市鉄道が目指すべき姿」を実現するうえで意義のあるプロジェクトと位置づけられた路線』について、早期実現に向け支援策を充実させること。また、収支採算性の判断基準を長期的視点に見直すとともに、鉄道路線の整備に伴う沿線まちづくりを補助対象とするよう制度を拡充すること。</li> </ul>
(2)	自転車等駐車場整備の推進等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車法を改正し、鉄道事業者に駅周辺への自転車等駐車場の設置を含む対応策を義務付けるとともに、道路管理者等へ有償で貸与している駐車場設置のための鉄道用地について無償貸与とすること。</li> </ul>
(3)	投機目的での不動産転売に対する抑制について	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住目的の不動産を短期で転売した場合の譲渡所得税の引上げ等、投機目的での転売を抑制する有効な施策を実施すること。【新規】</li> </ul>
<b>9 子ども施策の充実強化について</b>		
(1)	子育て支援策の充実について	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども医療費助成制度を創設し、所得制限及び自己負担を設けず、0歳児から高校生相当年齢までを助成対象とすること。</li> <li>乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施にあたり、保育施設等が安定的かつ円滑に事業を実施することができるよう、事業運営及び人材確保に対する財政支援を拡充すること。【新規】</li> </ul>
(2)	社会的養護経験者の自立支援について	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童養護施設等を措置解除された者への制度面・財政面での更なる支援を講じること。</li> </ul>
<b>10 経済・観光施策の充実について【新規】</b>		
(1)	観光施策の充実に向けた対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>民泊に係る安全面・衛生面の確保、近隣トラブルへの対応に寄与できるよう、実態に即した法の見直しを行うこと。</li> <li>加えて、自治体側でも厳格に民泊を監督できるよう、民泊制度運営システムの改修に伴う営業日数の管理や、民泊届出の要件へ物件への住宅宿泊事業者の居住履歴を要件に加える等の体制を整備すること。【新規】</li> <li>旅館業法改正により義務付けでなくなった宿泊施設のフロント設置について、非対面では緊急対応等に重大な影響を及ぼす可能性を踏まえ、フロント設置の条例での義務付けを自治体判断で実施できるようにすること。【新規】</li> </ul>
<b>11 多文化共生社会の推進について【新規】</b>		
(1)	外国人の受入れ環境整備と多文化共生社会の推進について	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人材の適正な受入れ体制の構築に向け、総合的な対策を早期に実現すること。また、地域日本語教育の体制づくりや相談体制の整備等に関して、十分な財源を確保し、安定的・継続的な財政支援を講じること。【新規】</li> </ul>